

会 長	事 務 局	建設局
	函 達 水	2.7.15 林



建管第491号
令和2年(2020年)7月14日

建設業者団体の長 様

北海道建設部長

新型コロナウイルス感染症対策に関する段階的緩和のステップ3への移行
に当たっての留意事項等について

日頃から本道の建設行政の推進に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、道では、感染症に強い北海道の構築に向け、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」を定め、イベント等の開催制限等について段階的に緩和することとしていますが、感染拡大の兆しが見られないことから、7月10日からステップ3に移行しましたのでお知らせします。

皆様方には、感染症の感染拡大防止に向け、「新北海道スタイル」の実践など「見えない感染」の広がり念頭にいた取組をお願いしているところですが、建設現場等においては引き続き、7月1日に改訂された国土交通省の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を踏まえ、「三つの密」対策及び対策に伴う熱中症リスクの軽減等を徹底するなど、適切に対応されますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するため、休業手当を受けることができない労働者に関する新たな給付制度が創設されましたのでお知らせします。

つきましては、これらの趣旨について貴団体の建設業者に対し、周知いただきますよう、御配慮をお願いいたします。

なお、本通知内容については、道庁建設部建設管理課のホームページにおいて、お知らせしていますことを申し添えます。

記

1 送付資料

- (1) 通知文(知事)
- (2) イベント留意事項等
- (3) (参考資料) 6月以降の段階的緩和
- (4) 建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
(令和2年5月14日(令和2年7月1日改訂版))
- (5) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金のご案内

2 道庁建設部建設管理課のホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/osirase.htm>

(建設政策局建設管理課建設業係)

令和2年（2020年）7月10日

関係団体・事業者の皆様

北海道知事 鈴木 直道

新型コロナウイルス感染症対策に関する段階的緩和のステップ3
への移行に当たっての留意事項について（通知）

日頃より、新型コロナウイルス感染症対策にご理解をいただいていることにお礼を申し上げますとともに、外出自粛や休業要請など、緊急事態措置等に基づくこれまでの御協力について、重ねて感謝申し上げます。

道では、感染症に強い北海道の構築に向け、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」を定め、イベント等の開催制限等を段階的に緩和することとされていますが、感染拡大の兆しが見られないことから、同基本方針に基づき、7月10日（金）からステップ3に移行することとしました。

なお、今後も「見えない感染」の広がりを念頭におき、第3波以降の波にしっかりと備え対策を進めていくことが重要となります。引き続き、次の点に留意いただくなど、感染拡大防止の取組へのご理解、ご協力をお願いいたします。

記

○ イベント等の開催制限

参加人数の上限について、屋内イベント・屋外イベントともに1,000人以下（屋内は収容率50%）から5,000人以下（屋内は収容率50%）に要件を緩和するが、業種別のガイドラインを遵守するほか、別添「イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者へのごお願い」に十分ご注意の上、イベントを開催いただきたいこと。

なお、収容率については、必ずしも屋内・屋外のみで区別されるものではなく、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、収容定員の半分程度以内という基準を用いていただきたいこと。また、屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、人と人の距離を十分確保するという基準を用いていただきたいこと。

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
指揮室 総括・広報班
電話：011-206-0143